令和6年度 会津南部農業水利事業

幹線用水路施設整備工事

特別仕様書

東北農政局会津南部農業水利事業所

第1章 総則

会津南部農業水利事業幹線用水路施設整備工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局 制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。なお、 共通仕様書(土)に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、会津南部土地改良事業計画に基づき、幹線用水路の調圧水槽整備を行うもので ある。

2. 工事場所

福島県会津若松市大戸町地内他

3. 工事概要

本工事は、幹線用水路の調圧水槽の補修を行うもので、その概要は次のとおりである。

(1) 門田幹線用水路

1)	第1号調圧水槽	A=389m2
2)	第2号調圧水槽	A=540m2
3)	第3号調圧水槽	A=567m2
4)	第4号調圧水槽	A=308m2
5)	第5号調圧水槽	A=279m2
6)	第6号調圧水槽	A=447m2
7)	第7号調圧水槽	A=326m2
8)	第8号調圧水槽	A=305m2
9)	沢川サイホン入口水槽	A=141m2
10)	沢川サイホン出口水槽	A=141m2
11)	湯川サイホン入口水槽	A=201m2
12)	湯川サイホン出口水槽	A=218m2
13)	湯川サイホン下流水槽	A=619m2
14)	湯川サイホン取付工	A=449m2
)富	川幹線用水路	

(2)

1)	調圧水槽NO,	1	A=195m2
2)	調圧水槽NO,	2	A=267m2
3)	調圧水槽NO,	3	A=253m2
4)	調圧水槽NO,	4	A=174m2
5)	調圧水槽中間水	:槽	A=118m2
6)	調圧水槽出口水	:槽	A=137m2

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入 しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を 行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期:令和6年8月20日から令和7年1月31日まで

(余裕期間:契約締結の日から令和6年8月19日まで)

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、 工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余 裕期間は適用しない。

2. 工程制限

- (1) かんがい用水取水停止後に工事着手することで考えており、工事着手時期は9月中旬と 想定しているが、工事着手にあたっては、事前に監督職員と協議するものとする。
- (2) 門田幹線用水路は、令和7年1月より通水を行う予定であるため、調圧水槽内作業については、令和6年9月16日から令和6年12月27日の間に全作業を終えるものとする。

また、本工事及び関連工事で令和7年1月以降も施工が必要となる場合は、門田幹線用水路の機能維持用水について監督職員と協議し、機能維持用水対策を行うものとする。なお、通水の詳細な日程は監督職員と打合せの上決定するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 71 日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

4. 現場技術員

本工事には、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 現場条件

(1) 各調圧水槽はゲート改修工事を実施中であり、施工にあたっては監督職員及び関連する

工事責任者と連絡調整を密に行い、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

- (2)表面被覆を撤去後、別途発注予定の業務により水槽内外面の調査を実施する計画であり、本工事の仮設を利用する計画である。このため、足場の撤去は調査後に実施するものとする。
- (3) 水槽調査結果により、本工事に補修工事を追加することを考えている。
- (4) 調査にあたり、監督職員、調査業務責任者と連絡調整を密に行い、作業工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等に対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導員の配置は、交通誘導警備員Bとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

ただし、道路管理者、轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者 (1級又は 2級) の配置を求められた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導	編成	昼夜別	交代要員	備考
	警備員			の有無	
門田幹線					
第1号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
第2号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	敷鉄板搬入搬出時
第3号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
第4号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
第5号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
第6号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	敷鉄板搬入搬出時
第7号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	敷鉄板搬入搬出時
第8号調圧水槽	1名/日	1名	昼間	無	敷鉄板搬入搬出時
沢川サイホン入口	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
沢川サイホン出口	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
湯川サイホン入口	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
湯川サイホン出口	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
富川幹線					
調圧水槽NO,1	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
調圧水槽NO,2	1名/日	1名	昼間	無	敷鉄板搬入搬出時
調圧水槽NO,3	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
調圧水槽NO,4	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時

調圧水槽中間水槽	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時
調圧水槽出口水槽	1名/日	1名	昼間	無	足場資材搬入搬出時

(3) 交通対策

公道の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。 また、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において、路面清掃等の維持管理を行うとと もに事故防止に努めなければならない。

(4) 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

共通仕様書3-2-2一般事項1.施工計画(2)において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。このため、事前に現地調査を行うとともに安全対策施設設置等については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

(5) 防塵対策

本工事に対する防塵対策は計上していないが、現地状況等により対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(6) その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関との調整

(1) 関係諸法令、諸規則の順守

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1節1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規 を遵守して行うものとする。

(2) 公衆用道路使用に関する協議

本工事で予定している工事用道路は、公衆用道路を利用する計画であり、工事施工まで に管理者から道路使用に関する許可を得る予定である。

また、受注者は道路使用にあたっては、監督職員が示す道路使用に関する条件等を遵守するものとする。

4. 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2 に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置 に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、 監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

本工事では、既存の公衆用道路及び河川堤防道路を工事用進入路として利用することとし

ている。なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 除雪工

本工事における除雪工は計上していないが、施工時の降雪状況により除雪工が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。なお除雪対象積雪深は、10 c m以上とする。

また、除雪を行った場合は、除雪実施状況(積雪深、除雪の範囲、除雪の方法等)を監督職員に報告、降雪状況により排雪が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

3. 水替工

施工にあたっては、調圧水槽内の滞水を排水し、施工環境を確保した上で作業を行うものとする。なお、排水量を次のとおり想定している。

設置箇所	排水量	ポンプ台数	備考
門田幹線用水路			
第1号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
第1号調圧水槽(止水バンド施工時)	40∼120 m3/h	1台	常時排水
第2号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
第2号調圧水槽(止水バンド施工時)	40∼120 m3/h	1台	常時排水
3号トランシジョン(止水バンド施工時)	40∼120 m3/h	1台	常時排水
第3号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
第 4 号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
第5号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
第6号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
第7号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
第8号調圧水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
沢川サイホン入口水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
沢川サイホン出口水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
湯川サイホン入口水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
湯川サイホン出口水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
湯川サイホン下流水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
湯川サイホン取付工	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
富川幹線用水路			
調圧水槽NO,1	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
調圧水槽NO,2	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
調圧水槽NO,3	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
調圧水槽NO,4	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
調圧水槽中間水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水

調圧水槽出口水槽	$0\sim 6\mathrm{m}3/\mathrm{h}$	1台	常時排水
----------	---------------------------------	----	------

4. 換気設備

調圧水槽補修の施工に際しては、換気設備を設置するものとする。なお、酸素欠乏または 有害ガス等が発生する恐れがあるため、換気・発生の抑制・ガス抜き等の適切な措置を講じ なければならない。

また、調圧水槽内での作業にあたっては、予め検知機によりガス・酸素濃度を測定し、記録した上で作業を行うものとする。

5. 換気設備送気ホース

調圧水槽内の換気設備の送気ホースについては計上していない。

ただし、現地確認の結果、酸素濃度確保等のために送気ホースが必要な場合は、予め、監督職員と協議するものとする。

6. 照明設備

工事用照明設備については計上していない。

ただし、現地確認の結果、工事用照明設備が必要な場合は、予め監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下、「工事用地等」という。)は「別紙-2工事用地図」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保を予定している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員立会いのうえ用地境界及び使用条件を確認しなければならない。

- (1) 工事用地等の使用に当たっては、別紙-3 「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の 使用基準」に基づき使用するものとする。
- (2) 発注者が確保している工事用地については、工事施工に先立ち、監督職員立会いの上、 用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
- (3) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。
- (4) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 農地の使用にあたっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 資材の調達地域等

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、設計変更の対象とするものとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板(仮設材)		仙台市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

- (2) 検測又は確認 (施工段階確認)
 - 1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり立会による検測又は確認を受けるものとする。

ただし、確認時期及び頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。

- 2) 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に立会願を提出するものとし、確認 後は施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。
- 3) 下表に示す以外の工種は自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた際はこれに応じなければならない。
- 4) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、 受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示 によるものとする。
 - ア) 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。
 - イ) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員 に報告しなければならない。なお、手直しした箇所については、再度施工段階確認を 受けるものとする。

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
表面被覆材撤去工	撤去範囲	初期施工段階で1箇所		

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、 次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するも のとする。

建設資材 廃棄物	処理 施設名	住所	受け入れ 時間	事業区分
プラスチック廃材	(株) あいづダスト	福島県河沼郡会津坂下町大字	8:00	再資源化
	センター	塔寺字経塚 2493-1	~17:00	施設業者

3. 構造物取壊し工及び撤去工

(1) 既設構造物取壊数量

既設構造物取壊数量は、取壊し前に現地にて断面計測等の確認による数量と実際計量した数量に差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者はまたは監理技術者は、入札公告による。

2. 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」及び国土交通 省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事監理指針」によるものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」)

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができ

る。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施する ものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2)機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - 1)受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)
 - 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を移し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(チェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理 に要する費用に含まれる。

第11章 天災その他不可抗力

1. 異常出水

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとし、本工事における 異常出水による損害は想定していないが、受注者の善良な管理のもとにおいて、異常出水に よる被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって 定めるものとする。 2. 工事現場の巡視等について

受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは、臨 機の措置をとらなければならない。

この場合は、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。

ただし、緊急時やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

なお、臨機の措置に要した費用は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第12章 条件変更の補足条件

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

- 1. 自然条件等に関する事項
- (1) 湧水等が発生し、排水処理が必要となった場合。
- (2) 除雪量が生じた場合。
- (3) 異常出水が生じた場合。
- (4) 現場状況等により本体構造及び仮設構造を変更する必要が生じた場合。
- 2. 施工方法に関する事項
- (1) 構造物撤去工、仮設工の数量に変更が生じた場合。
- (2) 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成及び歩掛調査等を指示した場合。
- (3) 工事用道路等として使用する道路が、正常な運行にもかかわらず破損し、これを補修する場合が生じた場合。
- (4) 材料の規格・数量に変更が生じた場合。
- (5) 建設汚泥処理について追加する場合。
- (6) 産業廃棄物処理量が著しく増減した場合。
- (7) 諸経費動向調査、歩掛調査を追加する場合。
- (8) 現場条件、施工計画、工事工程等について工事円滑化会議により確認を行い、両者協議 のうえ変更が生じた場合。
- (9) 設計図書の照査等に基づく変更が生じた場合。
- (10) 水槽調査結果に基づき、断面修復等について追加する場合。
- (11) 水槽調査に必要な足場を追加する場合。
- (12) 湯川村水路機能維持用水取水工について追加する場合。
- 3. 関係者との協議に関する事項
- (1) 第三者との協議等により、変更が生じた場合。
- (2) 関係機関との協議等により、変更が生じた場合。
- (3) 防音、防塵及び防振処理が必要となった場合。
- (4) その他両者協議の上、必要と認めた場合。

- 4. 施工管理等の方法に関する事項
- (1) 施工段階確認項目に変更が生じた場合。
- (2) 安全衛生管理内容に変更が生じた場合。
- (3) 遠隔確認試行の実施を指示した場合。

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等) に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事 材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書様式 $6-1\sim4$) に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア)設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ)発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ)工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を 受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14日以内に書面(共通仕様書 様式 6-5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこ

の期間を延長することができるものとする。

- 2) VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を 評価する。
- 4)発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請 負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6)の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を 行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 入札後契約 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2部
- ・工事完成図書の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続き、 後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専 任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通 知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。

5. CORINS への登録

(1) 技術者の従事期間

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、 余裕期間を含まないことに留意すること。

6. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則 「その日のうち」に回答する対応である。

ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

7. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象費」という。)等について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - · 営繕費: 労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ・ 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2)発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3)受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、別紙-4、様式1に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書

(以下「計画書」という。) を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙-4、様式2に示す実績変更対象経費に 関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書 に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書) を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更 の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1)本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

- (2)発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3)受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙-5、様式1に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更 の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費(率分)の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙-6「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

10. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に円滑な工事着手が図れるよう事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員(主催)、監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注 会社幹部並びに事業所長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案 の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿 (共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。

11. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内 容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても

良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、 監督職員と協議するものとする。

- (2)以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備
	②緑化・花壇
	③ライトアップ施設
	④見学路及び椅子の設置
	⑤昇降設備の充実
	⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	②労働宿舎の快適化
	③デザインボックス (交通誘導警備員待機室)
	④現場休憩所の快適化
	⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)
	②盗難防止対策(警報器等)
	③避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)
	②完成予想図
	③工法説明図
	④工事工程表
	⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む)
	⑥見学会等の開催 (イベント等の実施含む)
	⑦見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営
	⑧パンフレット・工法説明ビデオ
	⑨社会貢献

12. 週休2日工事の試行

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをい

い、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5% (8日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、 必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。
 - 1) 現場の閉所状況

	4週8休以上		
現場閉所率	28.5% (8日/28日)以上		
労務費	1.02		
機械経費 (賃料)	1.02		
共通仮設費 (率分)	1.02		
現場管理費(率分)	1.05		

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

13. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。
- (2)発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする
 - 1)他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

□月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が 図られている。

□若手や女性技術者の登用等、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2.施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。

ただし、月単位の週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

	口休	Н	の確保	かた	i~	<i>}-</i>
ı		ш		71	コ・ファ	/

□その他「理由:現場閉所による月単位の週休2日(4週8休以

上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

	□工程管理に	体ス	積極的な	取組が	見ら	カナ
ı		1775 (2.1	・ルロイかとロフノキ		7T' (V)	

□その他「理由:現場閉所による月単位の週休2日(4週8休以

上)の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7.法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。

○事業(務)所長用

□その他[理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保 を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5% (8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。
- 14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
 - (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
 - (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期

- (3)受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6)発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%)=真夏日率×補正係数※

※補正係数:1.2

15. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

16. 墜落制止用器具 (フルハーネス型) について

墜落制止用器具(フルハーネス型)を使用した場合は、必要経費について実績に基づき変更することとする。

17. 現場環境改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式 (洋風) 便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- 才 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上 (面積ではない)
- ス 擬音装置 (機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)
- (2)快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

第14章 定めなき事項

(1)本工事は、施工箇所が点在する工事であり、以下に示す工区(以下、工事箇所という。) ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行 工事」である。

工区		工 事 箇 所
1工区	門田幹線用水路	1号調圧水槽
2 工区	門田幹線用水路	2号調圧水槽
2 工区	門田幹線用水路	止水バンド
2工区	門田幹線用水路	沢川サイホン入口水槽
2工区	門田幹線用水路	沢川サイホン出口水槽
3工区	門田幹線用水路	3号調圧水槽
3 工区	門田幹線用水路	4号調圧水槽
3 工区	門田幹線用水路	5号調圧水槽
4工区	門田幹線用水路	6 号調圧水槽
5工区	門田幹線用水路	7号調圧水槽
5工区	門田幹線用水路	8号調圧水槽
5工区	門田幹線用水路	9号調圧水槽
6 工区	門田幹線用水路	湯川サイホン入口水槽
6 工区	門田幹線用水路	湯川サイホン出口水槽
6 工区	門田幹線用水路	湯川サイホン下流水槽
6 工区	門田幹線用水路	湯川サイホン取付工
7工区	富川幹線用水路	調圧水槽NO,1
7工区	富川幹線用水路	調圧水槽NO, 2

8工	区	富川幹線用水路	調圧水槽NO,	3
8工	<u>X</u>	富川幹線用水路	調圧水槽NO,	4
9工	<u>X</u>	富川幹線用水路	中間水槽	
9工	<u>X</u>	富川幹線用水路	出口水槽	

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。

また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域等)については、対象地区ごとに設定する。一般管理費については、対象地区毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
【1工区】				
1. 調圧水槽				
(1)1号調圧水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	389. 100	
産業廃棄物処理		m3	0. 780	
高圧洗浄工		m²	389. 100	
2. 仮設工				
(1)仮設工				
仮設足場		式	1. 000	
水替工		箇所	1. 000	
3. その他				
(1)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
交通誘導員		人	2. 000	
【2工区】				
1. 調圧水槽				
(1)2号調圧水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	540. 800	
産業廃棄物処理		m3	1. 080	
高圧洗浄工		m²	540. 800	
(2)沢川サイホン入口水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	141. 000	
産業廃棄物処理		m3	0. 280	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
高圧洗浄工		m²	141. 000	
(3)沢川サイホン出口水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	141. 000	
産業廃棄物処理		m3	0. 280	
高圧洗浄工		m²	141. 000	
2. パイプライン補修				
(1)パイプライン補修				
内面バンド設置		箇所	4. 000	
3. 仮設工				
(1)仮設足場				
2 号調圧水槽		式	1. 000	
沢川サイホン入口水槽		式	1. 000	
沢川サイホン出口水槽		式	1. 000	
(2)水替工				
2 号調圧水槽		箇所	1. 000	
沢川サイホン入口水槽		箇所	1. 000	
沢川サイホン出口水槽		箇所	1. 000	
(3)水替工	パイプライン補修			
1 号調圧水槽		箇所	1. 000	
2 号調圧水槽		箇所	1. 000	
3 号トランシジョン		箇所	1. 000	
(4)敷鉄板				
敷鉄板		m²	18. 580	
(5)換気設備	パイプライン補修			

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
換気設備		式	1. 000	
4. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
運搬費				
敷鉄板		式	1. 000	
(2)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
2 号調圧水槽		人	2. 000	
沢川サイホン入口水槽		人	2. 000	
沢川サイホン出口水槽		人	2. 000	
[3工区]				
1. 調圧水槽				
(1)3号調圧水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	567. 200	
産業廃棄物処理		m3	1. 070	
高圧洗浄工		m²	567. 200	
(2)4号調圧水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	308. 100	
産業廃棄物処理		m3	0. 620	
高圧洗浄工		m²	308. 100	
(3)5号調圧水槽			_	
補修工	被覆材撤去工	m²	279. 200	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
産業廃棄物処理		m3	0. 560	
高圧洗浄工		m²	279. 200	
2. 仮設工				
(1)仮設足場				
3 号調圧水槽		式	1. 000	
4 号調圧水槽		式	1. 000	
5 号調圧水槽		式	1. 000	
(2)水替工				
3 号調圧水槽		箇所	1. 000	
4 号調圧水槽		箇所	1. 000	
5 号調圧水槽		箇所	1. 000	
3. その他				
(1)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
3 号調圧水槽		人	2. 000	
4 号調圧水槽		人	2. 000	
5 号調圧水槽		人	2. 000	
【4工区】				
1. 調圧水槽				
(1)6号調圧水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	447. 000	
産業廃棄物処理		m3	0.890	
高圧洗浄工		m²	447. 000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
2. 仮設工				
(1)仮設工				
仮設足場		式	1. 000	
水替工		式	1. 000	
敷鉄板		m²	18. 580	
3. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
運搬費				
敷鉄板		式	1. 000	
(2)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
交通誘導員		人	2. 000	
[5工区]				
1. 調圧水槽				
(1)7号調圧水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	326. 300	
産業廃棄物処理		m3	0. 650	
高圧洗浄工		m²	326. 300	
(2)8号調圧水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	305. 600	
産業廃棄物処理		m3	0. 610	
高圧洗浄工		m²	305. 600	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
2. 仮設工				
(1)仮設足場				
7 号調圧水槽		式	1. 000	
8 号調圧水槽		式	1. 000	
(2)水替工				
7 号調圧水槽		箇所	1. 000	
8 号調圧水槽		箇所	1. 000	
(3)敷鉄板				
敷鉄板		m²	37. 160	
3. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
運搬費				
敷鉄板		式	1. 000	
(2)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
7 号調圧水槽		人	2. 000	
8 号調圧水槽		人	2. 000	
【6工区】				
1. 調圧水槽				
(1)湯川サイホン入口水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	201. 200	
産業廃棄物処理		m3	0. 400	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
高圧洗浄工		m²	201. 200	
(2)湯川サイホン出口水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	218. 400	
産業廃棄物処理		m3	0. 440	
高圧洗浄工		m²	218. 400	
(3)湯川サイホン下流水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	619. 900	
産業廃棄物処理		m3	1. 240	
高圧洗浄工		m²	619. 900	
(4)湯川サイホン取付工				
補修工	被覆材撤去工	m²	449. 900	
産業廃棄物処理		m3	0. 900	
高圧洗浄工		m²	449. 900	
2. 仮設工				
(1)仮設足場				
湯川サイホン入口水槽		式	1. 000	
湯川サイホン出口水槽		式	1. 000	
湯川サイホン下流水槽		式	1. 000	
湯川サイホン取付工		式	1. 000	
(2)水替工				
湯川サイホン入口水槽		箇所	1. 000	
湯川サイホン出口水槽		箇所	1. 000	
湯川サイホン下流水槽		箇所	1. 000	
湯川サイホン取付工		箇所	1. 000	

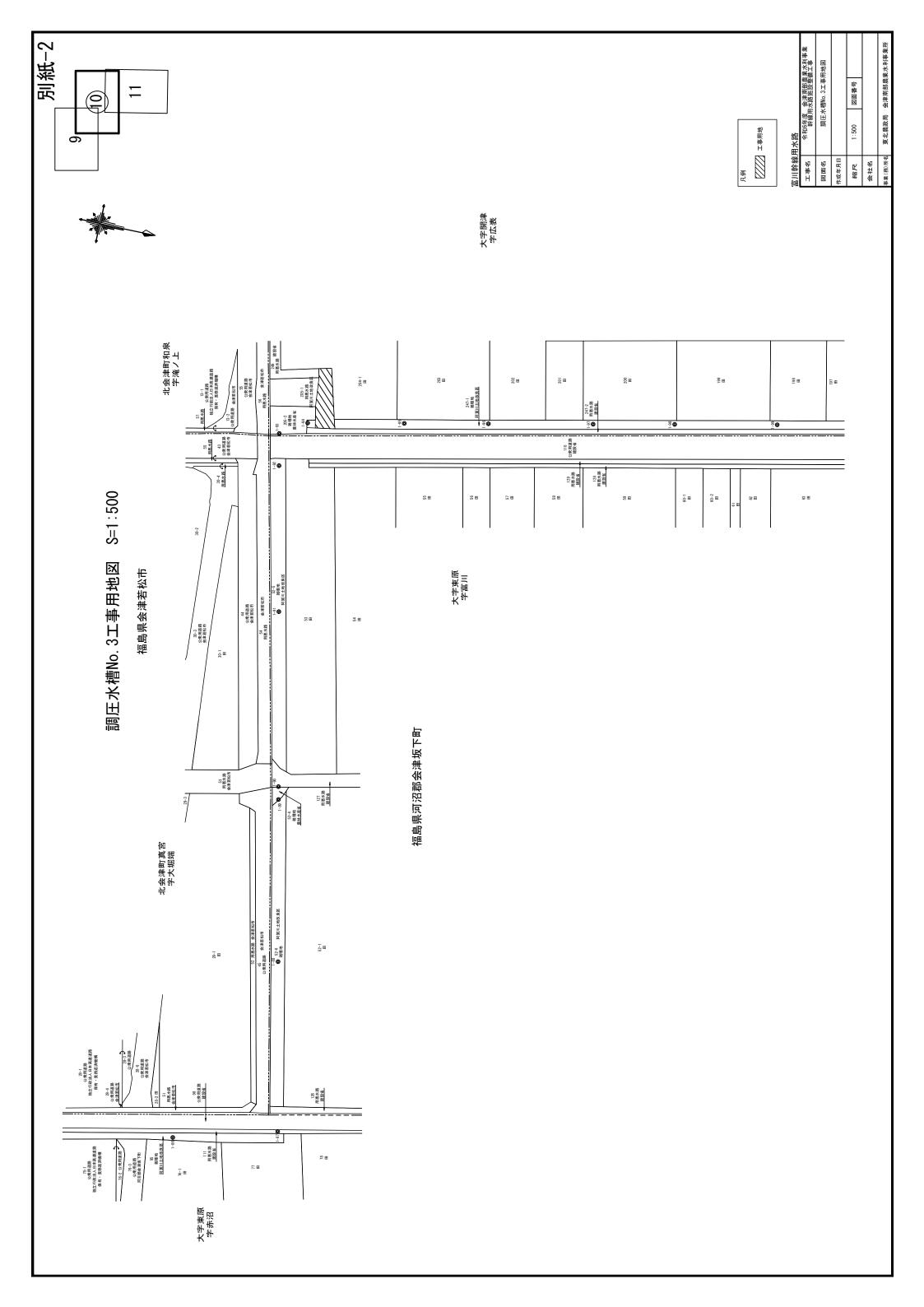
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
3. その他				
(1)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
湯川サイホン入口水槽		人	2. 000	
湯川サイホン出口水槽		人	2. 000	
湯川サイホン下流水槽		人	2. 000	
湯川サイホン取付水槽		人	2. 000	
【7工区】				
1. 調圧水槽				
(1)調圧水槽NO,1				
補修工	被覆材撤去工	m²	195. 900	
産業廃棄物処理		m3	1. 390	
高圧洗浄工		m²	195. 900	
(2)調圧水槽NO,2				
補修工	被覆材撤去工	m²	267. 100	
産業廃棄物処理		m3	0. 530	
高圧洗浄工		m²	267. 100	
2. 仮設工				
(1)仮設足場				
調圧水槽NO,1		式	1. 000	
調圧水槽NO, 2		式	1. 000	
(2)水替工				
調圧水槽NO,1		箇所	1. 000	

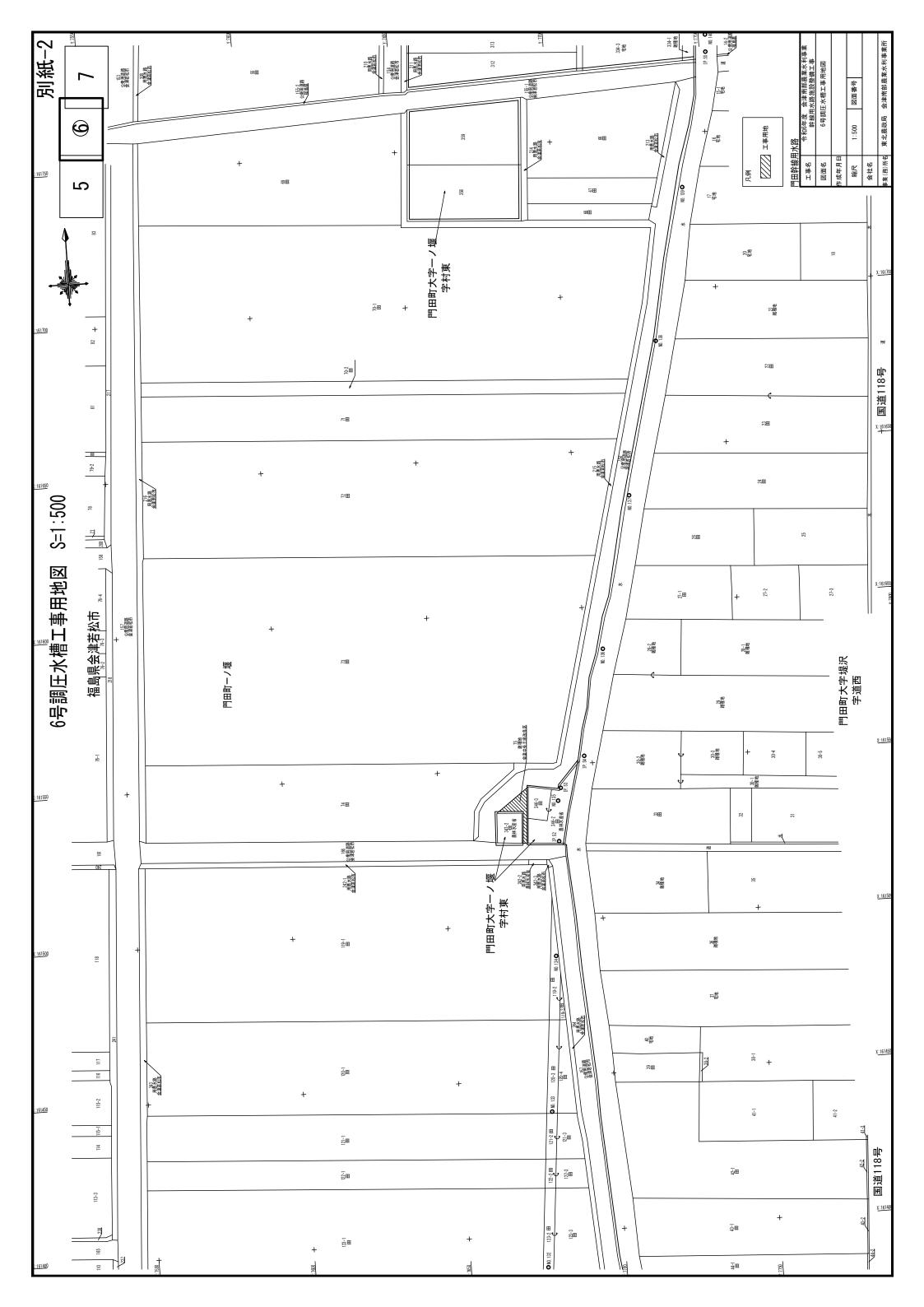
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
調圧水槽NO, 2		箇所	1.000	
(3)敷鉄板				
敷鉄板		m²	18. 580	
3. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
運搬費				
敷鉄板		式	1.000	
(2)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
調圧水槽NO, 1		人	1. 000	
調圧水槽NO, 2		人	1. 000	
[8工区]				
1. 調圧水槽				
(1)調圧水槽NO, 3				
補修工	被覆材撤去工	m²	253. 800	
産業廃棄物処理		m3	0. 510	
高圧洗浄工		m²	253. 800	
(2)調圧水槽NO, 4				
補修工	被覆材撤去工	m²	174. 100	
産業廃棄物処理		m3	0. 350	
高圧洗浄工		m²	174. 100	
2. 仮設工				

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(1)仮設足場				
調圧水槽NO, 3		式	1. 000	
調圧水槽NO, 4		式	1. 000	
(2)水替工				
調圧水槽NO, 3		箇所	1. 000	
調圧水槽NO, 4		箇所	1. 000	
3. その他				
(1)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
調圧水槽NO, 3		人	2. 000	
調圧水槽NO, 4		人	2. 000	
[9工区]				
1. 調圧水槽				
(1)中間水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	118. 700	
産業廃棄物処理		m3	0. 240	
高圧洗浄工		m²	118. 700	
(2)出口水槽				
補修工	被覆材撤去工	m²	137. 600	
産業廃棄物処理		m3	0. 280	
高圧洗浄工		m²	137. 600	
2. 仮設工				
(1)仮設足場				

別紙一1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
中間水槽		式	1. 000	
出口水槽		式	1. 000	
(2)水替工				
中間水槽		箇所	1. 000	
出口水槽		箇所	1. 000	
3. その他				
(1)安全費				
交通誘導員				
交通誘導員				
中間水槽		人	2. 000	
出口水槽		人	2. 000	





国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国(以下「発注者」という。)が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地(以下「仮設用地」という。) として 使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。 ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらか じめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に 返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と 調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水 施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の 耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を 図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作 に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費	目	費用	内 容	計上額
共通仮	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働	
設費			者宿舎、倉庫、材料保管場	
			所等の敷地借上げに要し	
			た地代及び建物を建築す	
			る代わりに貸しビル、マン	
			ション、民家等を長期借上	
			げした場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等	
			に宿泊した場合に要する	
			費用	
		労働者送	労働者をマイクロバス等	
		迎費	で日々当該現場に送迎輸	
			送 (水上輸送含む) をする	
			ために要する費用(運転手	
			賃金、車両損料、燃料費等	
			含む)	
	小 計			
現場管	労務管	募集及び	労働者の赴任手当、労働者	
理費	理費	解散に要	の帰省旅費、労働者の帰省	
		する費用	手当	
		賃金以外	労働者の食事補助、交通費	
		の食事、	の支給	
		通勤等に		
		要する費		
		用		
	小 計			
合 計				

様式2 実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費	目	費用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
井 通	営 繕	借上費	現場事務所、試験室、	(- 1/4/	(50)	
仮設	費		労働者宿舎、倉庫、材			
費	,		料保管場所等の敷地			
			借上げに要する地代			
			及び建物を建築する			
			代わりに貸しビル、マ			
			ンション、民家等を長			
			期借上げした場合に			
			要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテ			
			ル等に宿泊する場合			
			に要する費用			
		労働者	労働者をマイクロバ			
		送迎費	ス等で日々当該現場			
			に送迎輸送(水上輸送			
			含む) をするために要			
			する費用(運転手賃			
			金、車両損料、燃料費			
			等含む)			
	小 計	Γ				
現場	労 務	募集及	労働者の赴任手当、労			
管 理	管 理	び解散	働者の帰省旅費、労働			
費	費	に要す	者の帰省手当			
		る費用				
		賃金以	労働者の食事補助、交			
		外の食	通費の支給			
		事、通				
		勤等に				
		要する				
		費用				
^	小 計					
合 計	•					

別紙-5

様式1

実績変更対象経費に関する内訳書

費目		費用	内 容	計上額
共通仮	運搬費	建設機械	建設機械の運搬等に要す	
設費		の運搬費	る費用	
	準備費	伐開・除	準備作業に伴う伐開、除	
		根・除草	根、除草作業に要する費用	
		費		
合 計				

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式(以下「本方式」という。)は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例(平成 12 年 11 月 15 日付け 12 経第 1772 号大臣官房経理課長通知)別表1(第3条関係)に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17 及び 24 に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

3 設計·積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合:掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合:送付資料

(記載例)

(○)本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払 方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の内の文を記載するものとする。

(記載例)

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の

請求が可能なように、工事請負契約書第 38 条に必要事項を記入するものとする。 なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区 切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について 部分払請求の上限回数=工期/90(端数は切捨てとする。)
- ③ 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約の工事請負契約書第 42 条第3項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数=各会計年度の工期/90(端数は切捨て とする。)

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものと する。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の 10 分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

- ※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請 負契約書第41条によるものとする。
- (2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限 とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契 約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、 請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日 以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の 10 分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の 10 分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上(ただし、工期270日以下の工事については、61日以上)経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただ

し、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 5 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前 払金の支払を受けるための請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内 に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引 いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請 負代金の 10 分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲 内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項から 第5項までの規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の 10 分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- ※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第 35 条第 4 項の () 内の「工期 270 日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさら に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後 の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、 保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ ばならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注 者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

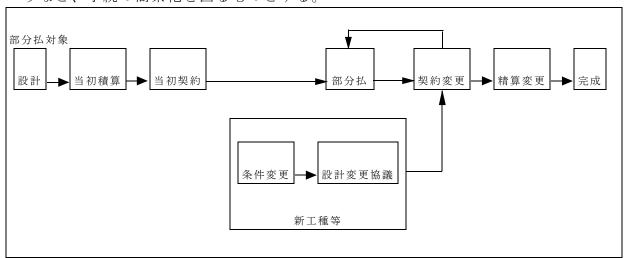
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1~4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成 (請負代金相当額の算出)

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払に対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は 90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の内の文を記載するものとする。

(記載例)

- (○) 一次下請業者への支払について
 - 一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は 90 日以内の手 形で行うものとする。
- 7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員(以下「検査職員」という。)の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査(既済部分、完成、中間技術)(以下「各検査」という。)の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同

一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について(平成 10 年 12 月 11 日付け 10 経第 1984 号大臣官房経理課長通知)等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるもの については、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代 替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出 対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する ものとする。
- ② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。 なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が 図られる。

附 則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

附則

本要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和3年1月1日から適用する。

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 35 条第3項及び第5項の規定に基づ き受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること、又は 工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年 度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合につ いては、工期が61日以上経過)していることについて、発注者又は発注者の指定する 者に認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

- ※ 前払金請求書(全体請求書 40%以内)は契約原本として保管。別紙2及び3は、支 払に使用。
- ※ 前払金保証書は1回作成する。(2回作成する必要はない。)

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第3項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇二事

請負代金額 ¥

に対する前払金

‡	指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第35条第5項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前払金請求額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口 座 名 義		

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

 出 来 高

 認定請求書

 工事期間

- 2. 工事場所
- 3. 請負代金額 ¥
- 4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 35 条第4項の要件を具備しておりますので、 認定されるよう請求します。

(注意)出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。 (工期 121 日以上経過 (ただし、単年度工事の工期 が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以 下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過) の 場合)

認定通知書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

令和6年度 会津南部農業水利事業

幹線用水路施設整備工事

図 面 目 録

		1	
図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	門田幹線用水路縦平面図 (1/10)	1	
3	門田幹線用水路縦平面図 (2/10)	1	
4	門田幹線用水路縦平面図 (3/10)	1	
5	門田幹線用水路縦平面図 (4/10)	1	
6	門田幹線用水路縦平面図 (5/10)	1	
7	門田幹線用水路縦平面図 (6/10)	1	
8	門田幹線用水路縦平面図 (7/10)	1	
9	門田幹線用水路縦平面図(8/10)	1	
10	門田幹線用水路縦平面図 (9/10)	1	
11	門田幹線用水路縦平面図(10/10)	1	
12	富川幹線用水路縦平面図(1/6)	1	
13	富川幹線用水路縦平面図(2/6)	1	
14	富川幹線用水路縦平面図(3/6)	1	
15	富川幹線用水路縦平面図(4/6)	1	
16	富川幹線用水路縦平面図(5/6)	1	
17	富川幹線用水路縦平面図(6/6)	1	
18	門田幹線用水路第1号調圧水槽構造図(1/2)	1	
19	門田幹線用水路第1号調圧水槽構造図(2/2)	1	
20	門田幹線用水路第2号調圧水槽構造図(1/2)	1	
21	門田幹線用水路第2号調圧水槽構造図(2/2)	1	
22	門田幹線用水路第3号調圧水槽構造図(1/2)	1	
23	門田幹線用水路第3号調圧水槽構造図(2/2)	1	
24	門田幹線用水路第4号調圧水槽構造図	1	
25	門田幹線用水路第5号調圧水槽構造図	1	
26	門田幹線用水路第6号調圧水槽構造図(1/3)	1	
27	門田幹線用水路第6号調圧水槽構造図(2/3)	1	
28	門田幹線用水路第6号調圧水槽構造図(3/3)	1	
29	門田幹線用水路第7号調圧水槽構造図	1	
30	門田幹線用水路第8号調圧水槽構造図	1	
31	門田幹線用水路沢川サイホン構造図	1	
32	門田幹線用水路沢川サイホン構造図入口水槽	1	
33	門田幹線用水路沢川サイホン構造図出口水槽	1	
34	門田幹線用水路湯川サイホン構造図	1	
35	門田幹線用水路湯川サイホン構造図入口水槽	1	
36	門田幹線用水路湯川サイホン構造図出口水槽	1	
37	門田幹線用水路湯川サイホン構造図下流水槽(1/2)	1	
38	門田幹線用水路湯川サイホン構造図下流水槽(2/2)	1	
39	門田幹線用水路湯川サイホン取付工構造図(1/2)	1	
40	門田幹線用水路湯川サイホン取付工構造図(2/2)	1	
41	富川幹線用水路調圧水槽NO,1構造図	1	
42	富川幹線用水路調圧水槽NO,2構造図	1	
43	富川幹線用水路調圧水槽NO, 3構造図	1	
44	富川幹線用水路調圧水槽NO,4構造図	1	

令和6年度 会津南部農業水利事業

幹線用水路施設整備工事

図 面 目 録

図	面	番	号	図 面 名 称	枚 数	備考
45				富川幹線用水路中間水槽構造図	1	
46				富川幹線用水路出口水槽構造図	1	
47				管路復旧工平面図	1	
48				管路復旧工標準図	1	
ļ						
ļ						
ļ						
ļ						
ļ						
				合 計	48	